

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価書」に係る確定通知について

令和4年12月22日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)西目風力発電事業更新計画環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエネルギーホールディングスは、同条第2項の規定に基づき、秋田県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

これまでの環境影響評価に係る手続
＜計画段階環境配慮書＞

計画段階環境配慮書受理	平成30年 4月26日
環境大臣意見受理	平成30年 7月13日
経済産業大臣意見発出	平成30年 7月23日

＜環境影響評価方法書＞

環境影響評価方法書受理	平成31年 1月 8日
住民意見の概要等受理	平成31年 3月20日
青森県知事意見受理	令和 元年 6月17日
経済産業大臣勧告発出	令和 元年 7月 1日

＜環境影響評価準備書＞

環境影響評価準備書受理	令和 2年10月26日
住民意見の概要等受理	令和 2年12月25日
青森県知事意見受理	令和 3年 4月19日
環境大臣意見受理	令和 3年 4月26日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 7月15日

＜環境影響評価書＞

環境影響評価書受理	令和 4年12月 6日
環境影響評価書確定通知	令和 4年12月22日

問合せ先:電力安全課 長尾、須之内
電 話:03-3501-1742(直通)